

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校給食費無償化事業【子育て世帯物価高騰支援】	令和8年4～令和9年3月の期間における、中学校(195人)の生徒の給食費を無償化する。及び小学校(456人)の児童、教職員(110人)の町負担分給食費について本交付金を充当する。 ①中学校の生徒にかかる給食費の無償化を行い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②中学校生徒の給食費無償化に係る費用(給食材料費に本交付金を充当) 小学校の児童及び教職員の町負担分給食費について本交付金を充当 (※小学生の給食費に関しては、給食費負担軽減交付金を超える部分に対して充当) ③中学校生徒 年間66,230円/人×195人=12,914,850円 小学校児童年間(町負担部分のみ)5,760円/人×456人=2,626,560円 教職員年間(町負担部分のみ)5,760円/人×110人=633,600円 合計12,914,850円+2,626,560円+633,600円=16,175,010円 ④保護者	R8.4	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	第3子以降給食費無償化事業【子育て世帯物価高騰支援】	令和8年4月～令和9年3月の期間における、中学校の生徒(中:45人)の第3子以降学校給食費無償化事業単独分を補填する。 ①中学校の生徒にかかる給食費の無償化を行い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②中学校生徒の給食費無償化に係る費用(給食材料費に本交付金を充当)※教職員分除く ③中学校生徒 年間60,680円/人×45人=2,730,600円 県補助金 2,730,600円×0.5=1,365,000円 ④保護者	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育料無償化事業【子育て世帯物価高騰支援】	令和8年4月～令和9年3月の期間における、認可保育所、公立認定こども園等の利用にかかる0～2歳児の保育料を無償化する。 ①保育料の無償化を行い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 ② ③認可保育施設 保育料平均26,800円×延べ678人=18,170,400円 企業主導型保育施設 保育料平均20,000円×延べ144人=2,880,000円 合計21,050,400円 ④保護者	R8.4	R9.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食費無償化事業【子育て世帯物価高騰支援】	令和8年4月～令和9年3月の期間における、認可保育所、公立認定こども園等の利用にかかる3～5歳児の給食費を無償化する。 ①給食費の無償化を行い、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②給食費無償化に係る費用(給食材料費に本交付金を充当)(※教職員の給食費は含めない。) ③2号認定 主食費800円×151人×12月=1,449,600円、副食費4,500円×81人×12月=4,374,000円 2,250円×20人=540,000円 1号認定 主食費650円×12人×12月=93,600円、副食費3,450円×6人×12月=248,400円 1,725円×2人×12月=41,400円 合計6,747,000円 ④保護者	R8.4	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林水産業活性化緊急支援事業	①物価高騰等の影響により、設備投資等を控えている農林水産事業者に対して、事業継続及び町内農林水産業の活性化等に要する経費の一部を補助するもの。 ②③負担金補助及び交付金 12,600千円 ・補助対象経費:事業を継続していくために必要な設備の導入・改良に要する経費・販路開拓に要する経費など ・補助率:3/4 ・補助上限額:300千円/事業者 ④町内農林水産事業者	R8.6	R9.3